保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の〇・一未満	百分の五
	百分の〇・一以上百分の五・五未満	百分の一
	百分の五・五以上百分の十未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の五
	百分の〇・一以上百分の二・五未満	百分の一
	百分の二・五以上百分の五未満	百分の〇・五

（減算対象保険者の基準）

第四十条の三　算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等及び各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めるものとする。

（削る）

（減算対象保険者の基準）

第四十条の三　算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の八十二以上であることとする。

2　前項の調整後特定健康診査実施率は、当該年度の前年度における当該保険者に係る特定健康診査の実施率から同年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値を控除して得た率を同年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の標準偏差で除して得た率に同年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の標準偏差を乗じて得た率に同年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

一　特定健康診査の対象者の数が五千人未満の市町村（次項において「小規模市町村」という。）

二　特定健康診査の対象者の数が五千人以上十万人未満の市町村

三　特定健康診査の対象者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者又は船員保険の保険者

四　国民健康保険組合

五　単一型健康保険組合

六　総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団

七　共済組合

3　第一項の調整後特定保健指導実施率は、当該年度の前年度における当該保険者に係る特定保健指導の実施率から同年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の平均値を控除して得た率を同年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の標準偏差で除して得た率に同年度における全ての小規模市町

（削る）